

様式第五（二）（第10条第2項関係）

緊急導入等届出書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせたので、次のとおり届け出ます。

1. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤ 導入等計画書の届出によつては対応ができなかった理由	
(2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	

① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3)他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行わせた重要維持管理等との関係	
(4)特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1) ①に対応できなかった理由	

2. 特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

(記載上の注意)

1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特重要設備から重要維持管理等を行わせた特定重要設備を特定する事項(品名、型番号等)を記載すること。
3. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

4. 「特定重要設備を設置した場所」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

重要維持管理等の委託の内容	目的	
	行わせた重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行った又は行っている場所	
重要維持管理等を行わせた時期又は期間		

(記載上の注意)

「重要維持管理等を行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。

4. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法国等	

(記載上の注意)

1. 個人である場合にあっては、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 「設立準拠法国等」の欄にはその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域の名称を記載すること（個人である場合にあっては国籍等を記載すること。以下この様式において同じ。）。
3. 個人である場合にあっては、「設立準拠法国等」の欄に記載する情報は、当該個人が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする（以下この様式において同じ。）。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法等又は 国籍等	議決権保有割合(%) (確認した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

1. 議決権保有割合は、届出の日前2月以内の日における総株主等の議決権の数に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること(以下この様式において同じ。)
2. 「設立準拠法等又は国籍等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法等を、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること(以下この様式において同じ。)
3. 「設立準拠法等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員

	氏名	生年月日	国籍等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

- 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

5. 重要維持管理等の再委託に関する事項

(1) 内容及び時期又は期間	行わせた重要維持管理等の内容	
	重要維持管理等を行った又は行っている場所	
	重要維持管理等を再委託して行わせた時期又は期間	

手 方	(2) 再委託の相手方	名称及び代表者の氏名			
		住所			
		設立準拠法国等			
の 5 % 以 上 を 直 接 に 保 有 す る 者	(3) 再委託の相手方の総株主等の議決権		名称又は氏名	設立準拠法国等又は国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
		①			
		②			
		③			
		④			
		⑤			
		⑥			
		⑦			
		⑧			
	(4) 再委託の相手方の役員		氏名	生年月日	国籍等
		①			
		②			
		③			
		④			
		⑤			
		⑥			
		⑦			
		⑧			

(5) 再委託の相手方における外国政府等 との取引に係る売上高の割合	年 月 日～ 年 月 日の3年間 該当あり□、該当なし□		
	事業年度	外国政府等の名称	割合 (%)

(記載上の注意)

1. 再委託を受けた者が他の事業者にも再委託して重要維持管理等を行わせた場合にあっては、当該再委託した重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該再委託の相手方に関する事項も記載すること。
2. 「重要維持管理等を再委託して行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続性のない重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。
3. 第17条の規定に基づき、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨をそれぞれの記載事項に該当する欄に記載した上で、第17条各号に掲げる場合に該当することを証する書類を添付するとともに、講じた措置の概要を「7. 備考」の欄に記載すること。
4. (3)の「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
5. (4)の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる書類は、重要維持管理等の再委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。
6. 届出の日の2月前の日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における重要維持管理等の再委託の相手方の売上高の総額の

うちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が100分の25以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

7. (5)の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

8. 4、5又は7の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目		備考
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託(再委託を含む。)を受けた者(その従業員等を含む。)によって、特定重要設備について特定社会基盤事業者が意図しない変更を加えられることを防止するために必要な管理等がなされ、その管理等に関する事項を特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
① 特定社会基盤事業者[※]は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は随時に確認することについて確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	☐	
② 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の状況を把握し、既存の設備について最新のセキュリティパッチが適用されているかどうか等の資産の管理を定期的に行っており、また、今後交換する予定の設備についても同様に資産の管理を定期的に行うこととしている。	☐	

③ 特定社会基盤事業者[※]は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	
④ 特定社会基盤事業者[※]は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	
⑤ 特定社会基盤事業者[※]は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。 ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。	□	
(2) 重要維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者[※]に提供され、また、再委託を行		

うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。		
⑥ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が再委託を行うに当たり、特定社会基盤事業者の承認を得ることを要件としており、再委託の相手方等に対しても、さらに再委託を行う場合には特定社会基盤事業者の承認を受けること等を要件として課していることを確認している。	☐	
⑦ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方との契約において再委託の相手方等が委託の相手方と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定することを要件としている。	☐	
(3) 特定社会基盤事業者が、委託の相手方が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれがないかを確認している。		
⑧ 特定社会基盤事業者 [*] は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認した。 ※ 再委託の相手方等については、委託の相手方を通じて確認した場合も含む。	☐	
(4) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方について、過去の実績を含め、我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の遵守状況を確認している。		
⑨-1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、委託を行った日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。	☐	
⑨-2 特定社会基盤事業者 [*] は、再委託の相手方等が、委託を行った日から起算し	☐	

て過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していなかったことを確認している。 ※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。		
(5) 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託（再委託を含む。）した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認している。		
⑩－1 特定社会基盤事業者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している。	☐	
⑩－2 特定社会基盤事業者[※]は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は再委託を行った者との契約に違反する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。 ※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。	☐	
⑪ 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等を行った又は行っている場所において、監視カメラやドローン等の映像情報を得ることを目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本社等（供給者の総株主等の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等に	☐	

より、当該機器の情報の取扱いの適切性が影響を受けないことを確認している。		
⑫ 特定社会基盤事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設の安全性を確保するための機能を有する設備又は装置であって、当該機能を確保できない場合には特定重要設備の使用を開始することができず、又は当該特定重要設備の機能を停止させ、若しくは低下させることを求められるもの及び特定重要設備の機能を停止させ、又は低下させる破壊行為の脅威に対応するために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 91 条第 2 項第 18 号に規定する発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムをいう。）を設置し又は使用する場合、当該情報システムの供給者の本社等（供給者の議決権の過半数を直接又は間接に保有する者の本社等を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該情報システムによる当該操作の適切性が影響を受けないことを確認している。	□	
（6）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む。）の相手方に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		
⑬ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事す	□	

る者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。 また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。		
--	--	--

（記載上の注意）

1. それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。
2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載すること。
3. ①、③、④、⑤、⑧、⑨－２、⑩－２の項目の措置を講じていることを証する書類（①、③、④、⑤、⑧については再委託の相手方等に関するものに限る。）は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。